

平成26年度
国民健康保険料の
料率等を改定

問保険年金課賦課係・内線1416

市は、国民健康保険料の料率等を改定しました(表1)。

国民健康保険の医療費は、加入者の高齢化や医療技術の高度化などのため、年々増加しています。一方、それに見合った保険料収入が確保できず、市の国民健康保険財政は恒常的な財源不足が続いています。この不足

を補うため、毎年、市の一般会計から繰入金(税金)を投入することによって制度を維持しています(グラフ1、2)。

国民健康保険料の医療給付費分について、料率の見直しを行わない場合、平成26年度に約7億9千万円の賦課不足が見込まれます。市は、昨年11月に立川

市国民健康保険運営協議会に保険料率等の改定を諮問し、「平成26年度に見込まれる賦課不足額を今後4か年で解消する」とした協議会の答申を今年1月にいただきました。今回の改定は、この答申に基づくもので、改定によって賦課不足のうちの約4億8千万円が解消される見込みです(グラフ3)。

また、国民健康保険料の後期高齢者支援金分と介護納付金分は、国民健康保険とは異なる制度の運営上の給付費用に充てられるものです。国民健康保険や会社の健康保険などに加入しているすべての人で分担するとされていることから、賦課総額を充たす料率等に改定しました。

市は、引き続き、国民健康保険事業の赤字解消を進め、健全な運営と国民健康保険加入者の健康の向上に努めていきます。

ご理解とご協力をお願いします。
7月上旬に納入通知書を郵送

平成26年度分の国民健康保険料の納入通知書を7月上旬に世帯主宛て(世帯員のみが加入している場合も同様)に郵送します。

納入通知書は保険料の額のほか、納付方法や納期限などをお知らせするものです。お手元に届きましたら、内容の確認をお願いします。

所得が少ない世帯への
軽減範囲を拡大

世帯主と加入者の総所得金額等の合計(軽減判定所得)が一定の基準以下の場合、保険料の一部が軽減されます(表2)。平成26年度保険料から2割軽減と5割軽減の軽減判定所得の基準

が緩和され、軽減対象範囲が拡大されました。
なお、前年の所得に応じて軽減されますので、収入所得がなかった方も所得の申告をお願いします。

自宅に医療保険制度推進員が伺います

国民健康保険料や後期高齢者

医療保険料の口座振替の申し込みを受け付けたり、そのほか必要な手続きをお知らせしたりするため、医療保険制度推進員がご自宅にお伺いすることがあります。土曜・日曜日や平日の夜間に訪問することもあります。ご理解をお願いします。なお、推進員は市が発行した顔写真入り身分証明書を携帯しています。

実際の保険料の算定には、所得に応じた軽減制度があります。

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

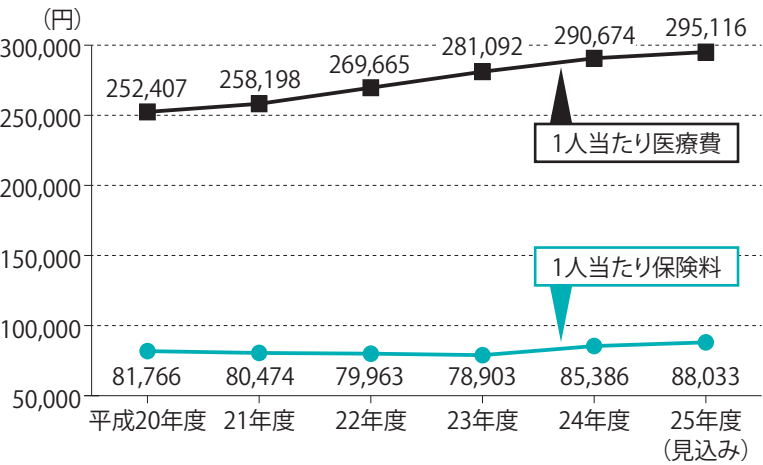
平成26年度 国民健康保険料の料率等

表1

	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割	4.79%	5.79%	2.33%	2.18%	1.75%	1.72%
均等割	23,600円	27,600円	10,900円	10,800円	14,100円	14,800円
賦課限度額	51万円	51万円	14万円	16万円	12万円	14万円

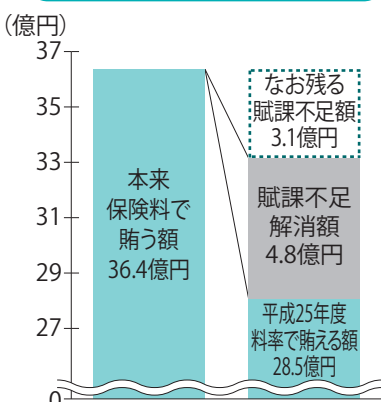
1人当たり医療費と保険料収入の推移

グラフ1



平成26年度 医療給付費分の
賦課総額(見込み)

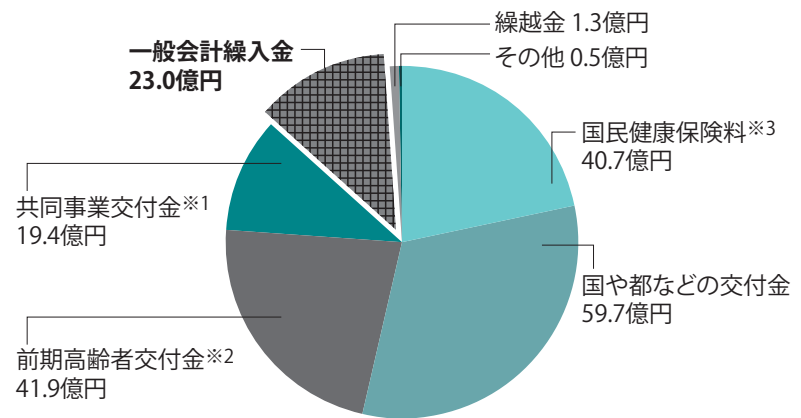
グラフ3



※3 平成24年度国民健康保険料歳入決算40.7億円のうち、医療給付費分(現年分)は24.5億円

平成24年度 特別会計国民健康事業 歳入決算(187億円)

グラフ2



- ※1 共同事業交付金… 保険料の平準化、財政運営の安定化を図るため、都内の区市町村国民健康保険が拠出した額を調整し、再配分した交付金
- ※2 前期高齢者交付金… 65歳～74歳の高齢者の多くが国民健康保険に加入していることから、医療費も国民健康保険が多く負担しているため、その負担の公平性を図ることを目的に社会保険等の間で調整するために交付される交付金

所得が少ない世帯への保険料の軽減

表2

軽減判定所得が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
33万円	7割
33万円+(24.5万円×加入者数) 【平成25年度以前 33万円+(24.5万円×世帯主を除く加入者数)】	5割
33万円+(45万円×加入者数) 【平成25年度以前 33万円+(35万円×加入者数)】	2割

後期高齢者医療制度 [75歳以上(一定の障害がある方は65歳以上)が対象です]
保険料率等が改定されます

後期高齢者医療保険料の料率等は、法令に基づき2年間の財政運営期間における医療給付費等に応じて、東京都後期高齢者医療広域連合が2年ごとに定めています。

平成26・27年度は医療費の増加などに伴い、保険料必要額の増加が見込まれ、保険料の増加抑

制対策を講じましたが、以下の通り保険料率等を変更し、一定のご負担をお願いすることになりました。保険制度の安定的な運営のため、加入者の皆様のご理解をお願いします。

平成26年度の納入通知書は、7月上旬に発送します。

問保険年金課賦課係・内線1406

